

平成26年度

第6回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年6月17日(火)
開会13時55分 閉会15時05分

場 所 教育委員室

平成26年度
第6回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて
- 第2号議案 大分県立図書館利用規則の一部改正について
- 第3号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について
- 第4号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

- ①平成26年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
- ②教育委員会制度改正法の成立について
- ③平成26年度夏の節電対策について
- ④平成27年度教職員研修の概要及び教育センターの大規模改修について
- ⑤大分県人権教育推進計画の改訂について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松 田 順 子
	委員長職務代理者	林 浩 昭
	委員	麻 生 益 直
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	首 藤 照 美
	教育長	野 中 信 孝
事務局	理事兼教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	岡 田 雄 志
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義 亨
	特別支援教育課指導主事兼主幹（総括）	吉 野 一 郎
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課文化財班参事（総括）	野 尻 明 敬
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育センター所長	梶 原 敏 明
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

19 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成26年度 第6回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、首藤委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は14時50分を予定しています。
よろしく申し上げます。

(松田委員長)

議事に入る前に、私から一言申し上げます。

6月14日で、教員採用試験等に係る贈収賄事件から6年が経過しました。

私たち、教育委員会は、この事件の重大さを真摯に受け止め、二度とこのような事件を起こさないよう、教育改革を実施し、権限と責任が明確で透明性の高い教育行政システムの確立に全力を挙げてまいりました。

また、県民からの期待に応えるため、学力・体力向上の取組や、学校の組織力を活用して持続的・発展的な取組が行われるよう「芯の通った学校組織」の構築などを進めています。

このような中、平成25年度において、全国学力・学習状況調査では、大分県の児童生徒の学力は、小学校が全国で24位、中学校が36位で

あり、小学校は過去最高順位でした。また、全国体力・運動能力等調査では、小中学校男女とも過去最高の順位を記録し、特に小学校男子は九州トップとなりました。各学校におけるこれまでの取組の成果が確実に表れつつあります。

この状況に止まることなく、大分県教育委員会においては、県民の教育への信頼を失墜させたこの事件の重大さを今一度真摯に受け止め、将来にわたって決して風化させないように、引き続き、しつこく果敢に改革を進めていきます。

平成26年6月17日、大分県教育委員会

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第3号議案及び第4号議案は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これらを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第3号議案及び第4号議案は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくをお願いします。

【議 案】

第1号議案 「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

(松田委員長)

それでは、第1号議案「「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて」提案を求めます。

(野中教育長)

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果公表の取扱いについて、ご審議をお願いします。資料の1ページをお開きください。

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果公表の取扱いにつきましては、前回、6月3日の第5回教育委員会においてご協議いただきました。

本日は、第1号議案として、平成26年度全国学力・学習状況調査における結果公表の取扱いを、別紙(案)のとおり定めることについて、承認を求めるものです。

提案理由でございます。

平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領におきまして、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の同意を得た場合には、市町村及びその設置管理する学校に係る調査の結果を公表することが可能とされました。そのことに伴い、県民への一層の説明責任を果たすとともに、調査結果を活用し、学力向上の取組の検証・改善を進めるため、市町村教育委員会の同意を得た上で、調査の結果を公表できるようにしたいので、提案をするものです。

調査結果公表の取扱いの詳細につきましては、この後、改めて担当課長からご説明をいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(後藤義務教育課長)

「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて、ご説明いたします。

6月3日に行われました第5回教育委員会会議において、「平成26年度全国学力・学習状況調査結果公表の取扱いについて」ご協議いただきました。協議では、極小規模校の公表の取扱いに関することについて、学校の好事例を紹介する際のホームページのフォーマットについて、ご意見をいただきました。本日は、追加しました資料などをもとにして、最終的なものを議案とさせていただきます。

第1号議案の2ページをご覧ください。

まず、県教育委員会が学力調査の結果を公表する意義につきましては、

- (1) 成果を上げている学校の取組を参考に、自校の取組の検証・改善を進めること
- (2) 家庭や地域に対する説明責任を果たすこと
- (3) 学校と家庭・地域が一体となった学力向上の取組を促進すること

にあります。とりわけ、県教育委員会としましては、県内全ての小・中学校の学力の水準を向上させるために、優れた学校の取組を公表する

ことによって、各学校が、自校の取組の検証・改善を進めることができるような環境を整えることが重要であると考えています。

次に、学力調査結果公表の基本方針につきましては、「大分県全体の結果及び分析結果・改善方策とともに、市町村教育委員会の同意を得て、市町村ごとの結果や成果を上げている学校の結果・取組を公表する」こととしたいと考えます。

学力調査結果公表の方法につきましては、県教育委員会のホームページ上で行います。

学力調査結果の公表内容につきましては、まず、県全体の結果の取扱いにつきましては、

- ①教科ごとの平均正答率
 - ②全ての教科で全国平均正答率を超えた学校数
 - ③学力調査結果の分析結果及び改善方策
 - ④学習状況調査（質問紙調査）の結果及び分析結果
- とします。次に、公表に同意した市町村につきましては、

- ①市町村別平均正答率一覧
- ②各教科の分析結果及び改善方策
- ③質問紙調査結果
- ④市町村学力向上アクションプランの概要

といたします。最後に、学校の調査結果の取扱いにつきましては、市町村・学校が公表に同意した学校の学校名及び取組の好事例を公表いたします。具体的には、

- ①基準を満たした学校名の学校規模別一覧
- ②基準を満たした学校の学力向上プラン
- ③基準を満たした学校の効果ある取組事例

です。なお、公表基準は、「平成25年度、26年度の両年において、全ての教科（国語A、国語B、算数（数学）A、算数（数学）B）で全国の平均正答率を上回った学校」とします。つまり、異なった学年の児童生徒で、2年連続して全国平均を突破した学校が公表対象校となります。

極小規模校の取扱いにつきましては、従来の県調査の扱いと同様に個人情報保護の観点から、学校名は公表いたしません。市町村・学校が希望すれば、公表に応じるものといたします。この点につきましては、6ページの上段にスライドを追加し、説明しておりますので、ご確認ください。

最後に、県教育委員会のホームページ上での学校の好事例の紹介につきましては、対象校にフォーマットを示すとともに、県教育委員会が望む好事例の発信に繋がるよう、対象校と十分に協議を重ねホームページの充実を図ります。

それでは、全国学力・学習状況調査結果の公表について、ご審議方、

よろしくお願ひいたします。

(松田委員長)

ただいまの説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願ひします。

(林職務代理者)

よくまとまっていると思います。前にも議論し、聞いたことですが、極小規模校の割合、それに含まれる生徒の割合というのは、どの程度ですか。

(後藤義務教育課長)

極小規模校の割合は、全体の1割くらいです。子どもたちについては、極々少数です。5人未満の学校を対象としますので、子どもの数としましては、少のうございます。極小規模校が多い本県では、そのような学校で頑張っている取組というものを県全体で共有することが大変必要だと考えています。ぜひ市町村の同意、希望に沿うような形で公表したいと考えています。

(林職務代理者)

極小規模校につきましても、市町村の同意を得た形でよい取組を明らかにしていきたいということですね。

(後藤義務教育課長)

はい、そのとおりです。

(松田委員長)

他にありませんか。

(麻生委員)

同意のことですが、「市町村・学校が同意をすれば」とあります。それは個別ですか、それとも市町村単位ですか。県教育委員会とのキャッチボールはどのような形で行われるのですか。

(後藤義務教育課長)

本日、この方針が決定されましたら、早速、市町村教育委員会に対して、まず、市町村の結果の公表につきまして同意いただけますかという調査をいたします。併せて、管内で公表基準を満たした学校の公表について、学校名や好事例を公表することに同意いただけますかという意向調査をいたします。約2週間意向調査をいたしまして、確認する予定で

す。

(麻生委員)

学校名の公表となると、結局は、学校の意味ということになると理解してよろしいのでしょうか。

(後藤義務教育課長)

こちらがデータを持っておりますので、こういう学校が管内の公表対象校になりますというリストをお示しして、この学校を公表することについて、いかがでしょうかということに最終的にはなってきます。

まず最初に意向調査するのは、公表の同意について、イエスかノーかなのですけれども、最終的に、公表対象校がある、ないということが分かった段階で、改めて学校名の公表について、再度確認をします。県教育委員会の公表につきましては、市町村教育委員会に対して「同意する、しない」の確認をしますが、その際、実施要領の中にも「学校と十分相談して」という文言がありますように、校長の意味ということも市町村の重要な判断材料になってくると思います。

(松田委員長)

P T Aの代表などの意見も校長先生が聞くということはあるですか。

(後藤義務教育課長)

どのように学校内の意思の決定をするのかということにつきましては、最終的には校長に任せられます。

(松田委員長)

ほかに意見はございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただいま、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 大分県立図書館利用規則の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第2号議案「大分県立図書館利用規則の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第2号議案「大分県立図書館利用規則の一部改正について」ご提案申し上げます。

今回ご提案申し上げますのは、県立図書館資料の利用期間延長に係る、大分県立図書館利用規則第15条(利用冊数及び期間)及び第17条(特別貸出し)の一部改正についてであります。

詳細は担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(曾根崎社会教育課長)

大分県立図書館利用規則では、第15条において資料の利用期間を15日以内としています。今回は1ページの議案の提案理由にありますとおり、利用者満足度調査や図書館内意見箱など、利用者から寄せられた要望を踏まえ、利用者の利便性の向上を図るため、利用冊数及び期間を定めた第15条及び特別貸出しを定めた第17条の一部を改正するものであります。

資料2ページ「大分県立図書館利用規則新旧対照表」をお開きください。現状では、第15条において利用者が同時に利用できる資料は10冊以内とし、利用期間は、借り受けた日(貸出日)から起算して15日以内となっています。ただし、返却を市町村立図書館を経由して行う遠隔地等の利用者は、15日の利用期間から配送期間を除いた日数が実際に利用できる期間となります。

今回の改正は、資料の利用期間内に延長を申し出れば、申し出のあった日から起算して15日を限度として、1回に限り、利用期間の延長を認める内容となっています。延長の手続きは、口頭、電話、県立図書館ホームページ、館内利用者用端末から行うことができ、予約のある本及び特別貸出の本は延長できないこととしています。

利用規則第17条の第3項の改正は、特別貸出しについては延長をしないことを示しています。

延長利用の対象は、個人貸出し利用者限定しています。

資料3ページ「利用期間の延長について」をご覧ください。6月3日の教育委員会会議の際には、ホームページからの予約による配送貸出の例もこちらの資料でお示ししていましたが、ホームページからの予約による貸出は、今回の15条の規則改正ではなく、県立図書館長が別に定める規定の改正による部分で実施するため削除しております。15条の

規則改正に伴って、規定の改正を行い、ホームページからの予約による貸出でも同じく15日間の延長を実施します。

現状①のパターン図をご覧ください。現状では、県立図書館へ来館しての返却と最寄の市町村立図書館を経由して返却する場合があります。県立図書館へ来館しての貸出・返却の場合は最大15日間の利用が可能ですが、②のパターン図のように市町村立図書館経由の返却の場合は、配送期間が3日から7日必要となるため、実際の利用期間は8日から12日となってしまいます。

変更後④～⑥のパターン図をご覧ください。いずれの場合も利用期間の延長をすることで、実際の利用期間が22日から29日と拡大されることとなります。

規則改正後の施行期日につきましては、6月3日の教育委員会会議の際は7月1日としていましたが、十分な周知期間の確保を図るため、平成26年8月1日とさせていただきたいと思えます。県報掲載に加え、県立図書館ホームページやチラシ・広報誌等を活用して、周知していく予定です。

ご審議の程をよろしく申し上げます。

(松田委員長)

ただいまの説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(松田委員長)

ないようですので、ただいま、提案のありました第2号議案の承認について、お諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①平成26年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(松田委員長)

それでは、第1号報告「平成26年第2回定例県議会議案に対する教

育委員会の意見について」報告をしてください。

(野中教育長)

報告第1号についてご説明します。資料の3ページをお開きください。

平成26年第2回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について」及び「平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）関係部分」につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。

資料2ページのとおり異議のない旨回答しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告いたします。

各議案の内容等につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく申し上げます。

(藤本教育人事課長)

資料5ページの第83号議案「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正」につきまして、ご説明いたします。詳細は、14ページの新旧対照表をご覧ください。

平成26年5月1日付けで行った学校基本調査の結果、児童・生徒数が変わったこと等に伴い、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数が変動したので改正を行うものでございます。

県立学校職員については下段の3,715人から上段の3,651人に、市町村立学校県費負担教職員については、下段の7,450人から、上段の7,402人にそれぞれ変更するものでございます。

続きまして、6ページにお戻りいただきまして、「平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）」について、教育委員会所管分をご説明いたします。資料の12～13ページに記載しております。

第10款「教育費」の補正は、平成25年度の教職員等教育関係職員の退職手当が確定したことによるものです。詳細につきましては、16ページに記載しておりますので、ご覧ください。この表は、平成25年度の退職手当の状況をまとめたものです。今回確定した退職者数の内訳は、右から2番目の列の「所要額（B）」欄の「人数」の一番下「合計」の欄にありますとおり、定年退職225人、勸奨退職152人、自己都合による退職33人のあわせて410人となっています。これは、3月補正時の見込みを4人下回ることとなります。

これにより、今回の補正額は、一番右側の列の「補正額（B）－（A）」の「合計」欄にありますとおり、3億7,311万3千円の減額となります。

以上でございます。

（松田委員長）

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

（松田委員長）

ないようですので、次に移ります。

②教育委員会制度改正法の成立について

（松田委員長）

それでは、第2号報告「教育委員会制度改正法の成立について」報告をしてください。

（佐野教育改革・企画課長）

教育委員会制度改正法の成立についてご報告申し上げます。

資料をご覧ください。先週6月13日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が国会で議決をしております。

この法律の趣旨でございますが、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うといったものでございます。

このために、教育行政の責任の明確化として、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置く、総合教育会議の設置、大綱の策定、国の地方公共団体への関与の見直しが書かれております。

本法律の概要につきましては、4月4日に法案が閣議決定された際に、ご報告をさせて頂いております。その際の内容が成立しております。施行期日につきましては、平成27年4月1日となっております。

以上であります。

（松田委員長）

何かご質問・ご意見等はございませんか。

（岩崎委員）

1ページの一番下にありますように、政治的中立性、継続性・安

定性を確保するために、教育委員会は引き続き執行機関として、職務権限は従来どおりということが決められております。我々としては、教育委員会を構成する教育委員として、執行機関としての自覚を持って、従来どおりやればよいと思います。

その点をきちんとやって行くということを確認する必要があるのかなと思っておりまして、知事の（定例記者会見での）見解も、これまで首長と我々教育委員会との関係について、上手くいっていたというコメントを頂いておりますので、私たちとしては、今回制度が変わったこと自体は従前の取扱と大きく変わることはないという認識でよいのではないかと考えております。

（麻生委員）

総合教育会議を設置する訳ですが、この（教育委員会）会議がそれに変わるのではなく、その上にできるということですか。

（佐野教育改革・企画課長）

総合教育会議というものは、首長の元に設けられるもので、教育委員会会議とは性質を異にしますし、中身も異なります。中身は首長という執行機関と教育委員会という執行機関が互いに意見交換等を行っていくといった場がありますので、上、下という関係ではありません。

（麻生委員）

そういう意味で、我々は年に1回知事と話し合いを行っております。（その）回数が多くなり、より親密になるということで、多いに賛成です。

（松田委員長）

最後に、わたくしの教育委員長としての考えを申し上げたいと思います。

今回の改正法は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化や、教育委員会と首長との連携の強化などを図ったものと認識しています。

現行の教育委員会制度では、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいといった課題があり、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことになったと理解しています。このことにより、県民から見て教育委員会内の責任体制が分かりやすくなることは、良いことだと考えています。

これまでも、教育委員会は、所管の事務を責任を持って担うことにより、教育の質の向上を図ってまいりました。また、知事には県政全般を統括する立場から、県民の意見が教育行政にしっかり反映されるように、予算等を通じて教育行政を支援していただいております。

特に、平成20年の教員採用試験等に係る贈収賄事件以降、知事と教育委員会が同じ思いで改革を進めるなど、その意味では、大分県は今回の改正法のさきがけといえるのではないかと考えています。

今後とも、新しく設置される「総合教育会議」などを通じた、一層の知事との連携のもと、教育行政に携わる関係者が、それぞれの役割と責任をしっかりと果たすことにより、教育の充実を図っていくことが大切だと考えています。

③平成26年度夏の節電対策について

(松田委員長)

それでは、第3号報告「平成26年度夏の節電対策について」報告をしてください。

(佐野教育改革・企画課長)

平成26年夏の節電対策についてでございます。昨年とほぼ同じ内容となっております。

取組期間は7月1日～9月30日です。

具体的な取組といたしましては、

○空調

・運転期間…7時間15分

9:00～12:00、12:45～17:00にする。

・扇風機の使用、うちわの活用を図っていく。

○照明

・廊下などの共通部分の消灯を図っていく。

○エレベータ

・常時1基を停止する。

○その他

・「めじろんシャツ」「車いすマラソンのロゴ入りシャツ」「おんせん県おおいたポロシャツ」「めじろん&おんせん県おおいたポロシャツ」など、施策に関連した簡易な服装での勤務を図っていく。

地方庁舎についても同様の取組となっております。

以上でございます。

(松田委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(松田委員長)

ないようですので、次に移ります。

④平成27年度教職員研修の概要及び教育センターの大規模改修について

(松田委員長)

それでは、第4号報告「平成27年度教職員研修の概要及び教育センターの大規模改修について」報告をしてください。

(梶原教育センター所長)

説明資料の1ページをお開きください。教育センター機能強化事業の進捗状況についてご報告いたします。

1の施設の状況にありますとおり、本センターは、昭和45年7月に開所しました。建物は、本館、宿泊棟、情報教育棟及び同別館から構成されています。最も古い本館及び宿泊棟は、築44年が経過するところ です。

今回、2の事業目的にありますとおり、学力向上等教育課題に対応するため、教育センターを、改めて「教育課題解決を担う人材育成の中核施設」として位置づけ、研修体系を見直すとともに、効果的な研修が行えるよう老朽化した施設を改修し、研修室等の整備を行うものです。

3の研修体系の見直しと環境整備についてですが、説明資料の2ページをお開きください。平成20年以降、教員採用試験の徹底した見直しなど「再発防止策」の実施や、職員団体との関係の更なる適正化などの「教育改革の徹底と深化」が図られてきました。

教育センターにおいても、平成20年度以降、人材育成方針に掲げられた大分県が求める教師像に沿った教員を育成するため、研修体系の見直しを図ってきました。

見直しのポイントは、まず、①「学力向上等学校目標の達成に向けた取組の推進」を図るため、教育センターが実施するすべての研修にマネジメントの要素を導入しました。次に、大量退職・大量採用による若年期にある教職員の育成を早期に図る必要があることから、「初任者研修の見直し」、「採用前研修の新設」、「臨時講師研修の充実」など②「教職員研修の充実」を図ってまいりました。その他、英語、理科研修の充実、いじめ不登校等にきめ細かく対応可能な相談体制の充実など③「多様化する教育課題への対応」も行ってきました。

更に、来年度は、地域開催（出前）研修の充実、伝承研修の導入、特別支援教育研修の充実、教育実践者の活用など、更なる研修体系の見直しに努めてまいります。

次に大規模改修について説明します。1ページにお戻りください。

(1) 研修室の整備として、ワークショップ形式、グループ討議、ロールプレイングを取り入れた多様な研修に対応できるように、40～90人収容の中規模研修室を充実します。次に(2) 実験・実習室の整備と

して、実験・観察に基づく科学的思考力の育成を指導するため、統合した実験・実習室を充実します。最後に（３）教育相談室の整備として、喫緊の教育課題であります特別支援、いじめ及び不登校の教育相談等、に柔軟に対応できる施設整備を充実するものです。

次に３ページ４の整備内容ですが、研修室等の整備のために、本館及び情報教育棟を効率的に改修し、新たな研修体系に即した環境を整備します。

次に、５の予算概要ですが、平成２５年度の実績と平成２６年度の当初予算で合計１２億１千６３７万８千円を計上しています。

次に、６の工事スケジュールですが、本館は現在改修工事に入っており、１２月の使用開始を予定しています。情報教育棟の改修工事は既に終了し、研修に使用しています。なお、近年の宿泊研修は、青少年の家等を活用して実施していることから、老朽化した宿泊棟は、１２月から解体し、駐車場への整備を予定しています。

次の、４ページが改修前、次の５ページにありますのが改修後の各階平面図となります。次の、６ページにありますのが、完成予想図です。手前が本館、奥が情報教育棟になります。また、建物の配置は下段の図のとおりです。

以上が、教育センター大規模改修の概要です。隣接する大分県自治人材育成センターとも連携し、大分県全体の教職員の資質向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

（松田委員長）

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

（林職務代理者）

建物が改修工事により立派になることは理解できました。施設の改修に伴って研修の内容、例えば、理科教育について何か新しい取り組みを考えているようなことがありますか。

（梶原教育センター所長）

小学校の教員の多くは、理科の実験が苦手という実態があります。このような実態を踏まえ、学校からの要請に基づき、「出前授業」という研修を実施しております。文字どおり、理科実験の道具を抱え、要請先の学校を訪問し、実践的な理科実験に関する研修を実施しているところです。

これまで、教育センターは「理科研究所」という意味合いが強く、物理、化学、生物、地学の科目別に専門的かつ高度な実験にも対応可能な

研修室を持っていました。しかし、今後は、研究ではなく研修に重点を置くべきだということで、各教科横断的・総合的に理科という教科を学ぶことができ、教員に実践的な力を身に付けさせることを目的として「総合実験室」を新設することとしました。

(松田委員長)

理科を専門とする指導主事の人数は多くはないはずです。このような現状では、出前と言っても、十分な効果は得られないのではないですか。

(梶原教育センター所長)

理科の出前研修は、昨年度から実施しておりますが、研修の効果を上げていきたいということから、出来るだけ市町村単位で理科担当の教員に集まってもらうよう、市町村教育委員会をお願いしているところです。加えて、本年度から、初任者研修において理科実験についての研修を導入したところであります。

(松田委員長)

理科実験の研修は、ビデオ鑑賞ではなく、実際に体験しながら新たな発見や驚きとともに学んでいく研修が重要であると思います。

(梶原教育センター所長)

私どもも、特に理科実験については、実践型の研修が重要であると認識しております。

(松田委員長)

私が、教育センターを訪れた際に感じたことは、一流の教員を育成する場でありながら、玄関先では誰も出て来ないし、挨拶すら無いという状況であり、全体として暗い雰囲気でした。そういう方々がここに勤めていていいのかなと正直思いました。教員を指導するセンター職員自らが、高い人間性を備えていただきたいと思います。

(梶原教育センター所長)

私自身、自ら襟を正すとともに、今後、全職員の意識改革を図ってまいります。

(松田委員長)

指導主事は教員の指導的立場にいるからか、上から目線のような雰囲気を感じますので、是非、ご指導をお願いしたいと思います。

⑤大分県人権教育推進計画の改訂について

(松田委員長)

それでは、第5号報告「大分県人権教育推進計画の改訂について」報告をしてください。

(甲斐人権・同和教育課長)

それでは、「大分県人権教育推進計画改訂について」資料をご覧ください。

「大分県人権教育推進計画改訂」の理由について説明します。平成17年度に「大分県人権教育推進計画」が策定され、9年が経過しました。昨年度、生活環境部人権・同和対策課が「人権に関する県民意識調査」を行い、本年度「大分県人権尊重施策基本方針」の改訂を行う予定となっております。また、平成20年3月に文部科学省が公表した「人権教育の指導方法等の在り方〔第三次とりまとめ〕」の内容や社会状況の変化に伴う個人権課題への新たな対応の記載も必要となっていることから、今年度、人権教育推進計画の改訂を行うものです。

改訂に当たっては、改訂検討委員会の設置を予定しております。いじめ・デートDV・インターネットを介しての人権侵害、大分県人権尊重施策基本方針の改訂など、人権を取り巻く状況が変化する中で、本県における人権教育の現状と課題を踏まえ、新しい時代に対応した人権教育推進計画の検討を委員会設置の目的としております。検討委員会の組織につきましては、資料2枚目に記載されているとおり、人権・同和教育に関する専門的な知識を有する市町村教育長、学識経験者、小・中学校・高等学校・特別支援学校の各学校関係者、教育研究団体関係者、社会教育関係者、人権擁護推進関係者の方々をお願いしたいと考えています。

検討委員会の第1回会議は7月上旬に計画しており、検討委員会の目的、大分県の人権教育の現状と課題等を共通理解した後、現状分析や今後の方向性を検討していただきます。それをもとに、事務局が素案を作成します。9月上旬の第2回会議では、作成した素案について検討し、素案を決定します。11月にはパブリックコメントを実施し、加筆・修正を行い、1月の第3回検討委員会で大分県人権教育推進計画改訂案を検討委員会で決定します。

なお、最終的には2月の教育委員会に改訂案を提出し、議決をいただけるよう取り組んでまいります。

予想される改訂点につきましては、改訂の理由に対応した4点をあげております。

1つ目は、人権教育の現状についてです。「いじめ」「体罰」「デートDV」「インターネットの書き込み」等の追加と学校教育における「体験的な学習サイクル」の強調が考えられます。2つ目は、平成25年度県民意識調査の結果や「大分県人権尊重施策基本方針」の改訂に伴う変

更です。3つ目は、人権教育の指導方法等の在り方〔第三次とりまとめ〕（文部科学省）の内容と活用についての加筆です。4つ目は、個別的課題への新たな対応（デートDV・インターネット等）です。

以上で報告を終わります。

（松田委員長）

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

（首藤委員）

人権教育の指導方法等在り方〔第三次とりまとめ〕について、今年度の改訂で（人権教育推進計画に）加筆されるということですが、それ（第三次とりまとめ）が出て6～7年経ちますが、付け加えないといけないくらい学校で徹底されていないのでしょうか。

（甲斐人権・同和教育課長）

人権教育の指導方法等在り方〔第三次とりまとめ〕では、体験的参加型学習において、体験的な学習サイクルで人権教育を行うと効果的と書かれています。その部分をきちんと（人権教育推進計画に）定義し、体験的な学習サイクルを強調していきます。

（首藤委員）

人権教育の指導方法等在り方〔第三次とりまとめ〕が出たときに学校に配布され、徹底するための研修を行うようになっていたはずですが、まだ学校で徹底されていないということで、今回（人権教育推進計画に）加筆されるのですか。

（甲斐人権・同和教育課長）

各学校へのアンケート調査によると、体験的参加型学習の授業を行った児童生徒は、92%で100%に達していないことから、加筆する必要があると考えています。

（松田委員長）

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

（松田委員長）

ないようですので、先に非公開と決定しました案件の議事を行います。関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議 案】

第3号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について

(松田委員長)

それでは、第3号議案「大分県立図書館協議会委員の任命について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

他に意見はございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第3号議案の承認について、お諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 教職員の懲戒処分について

(松田委員長)

それでは、第4号議案「教職員の懲戒処分について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

他に意見はございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第4号議案の承認について、お諮りいたします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

(松田委員長)

最後にこの際、何かありましたら、お願いします。

ないようですので、これで平成26年度第6回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成26年度第6回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年6月17日(火)

13:50~14:50

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

第2号議案 大分県立図書館利用規則の一部改正について

第3号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について

第4号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

①平成26年度第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

②教育委員会制度改正法の成立について

③平成26年度夏の節電対策について

④平成27年度教職員研修の概要及び教育センターの大規模改修について

⑤大分県人権教育推進計画の改訂について

(3) その他

4 閉 会

第一号議案

平成二十六年全国学力・学習状況調査の結果公表の取扱いについて

平成二十六年全国学力・学習状況調査における結果公表の取扱いを、別紙（案）のとおりに定めることについて、承認を求める。

平成二十六年六月十七日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

平成二十六年全国学力・学習状況調査に関する実施要領において、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の同意を得た場合には、市町村及びその設置管理する学校に係る調査の結果を公表することが可能とされたことに伴い、県民への一層の説明責任を果たすとともに、調査結果を活用し、学力向上の取組の検証・改善を進めるため、市町村教育委員会の同意を得た上で調査の結果を公表できるようにしたので、提案する。

<別紙>

「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて（案）

1 学力調査結果公表の意義

- (1) 成果を上げている学校の取組を参考に、自校の取組の検証・改善を進めること。
- (2) 家庭や地域に対する説明責任を果たすこと。
- (3) 学校と家庭・地域が一体となった学力向上の取組を促進すること。

2 学力調査結果公表の基本方針

大分県全体の結果及び分析結果・改善方策とともに、市町村教育委員会の同意を得て、市町村ごとの結果や成果を上げている学校の結果・取組を公表する。

3 学力調査結果公表の方法

調査結果の公表は、県教育委員会ホームページ上で行う。

4 学力調査結果公表の内容

(1) 県全体の調査結果及び分析結果・改善方策等

- ① 教科ごとの平均正答率
- ② 全ての教科で全国平均正答率を超えた学校数
- ③ 学力調査結果の分析結果及び改善方策
- ④ 学習状況調査（質問紙調査）の結果及び分析結果

(2) 公表に同意した市町村の平均正答率及び分析結果・改善方策等

- ① 市町村別平均正答率一覧
- ② 各教科の分析結果及び改善方策
- ③ 質問紙調査結果
- ④ 市町村学力向上アクションプランの概要

(3) 公表基準を満たし、市町村・学校が公表に同意をした学校の学校名及び取組の好事例

- ① 基準を満たした学校名の学校規模別一覧
- ② 基準を満たした学校の学力向上プラン
- ③ 基準を満たした学校の効果のある取組事例

【公表基準】

平成25年度、平成26年度の両年において、調査対象の全ての教科（国語A・国語B・算数(数学)A・算数(数学)B）で全国の平均正答率を上回った学校

※極小規模校については、従来の県調査の扱いと同様に個人情報保護の観点から学校名を公表しない。ただし、市町村・学校が希望すれば公表に応じるものとする。

<参考>

	規 模	学 級 数 等	
小 学 校	大規模校	小学校第6学年の学級数	3学級以上
	中規模校		2学級
	小規模校	小学校第6学年の児童数	2学級未満
	極小規模校		5人未満
中 学 校	大中規模校	中学校第3学年の学級数	4学級以上
	小規模校		4学級未満
	極小規模校	中学校第3学年の生徒数	5人未満

* 文部科学省が全国学力・学習状況調査において、抽出校を定めたときに基準とした学級数による

* 極小規模校の児童生徒数は、従来の県調査における数と同じ

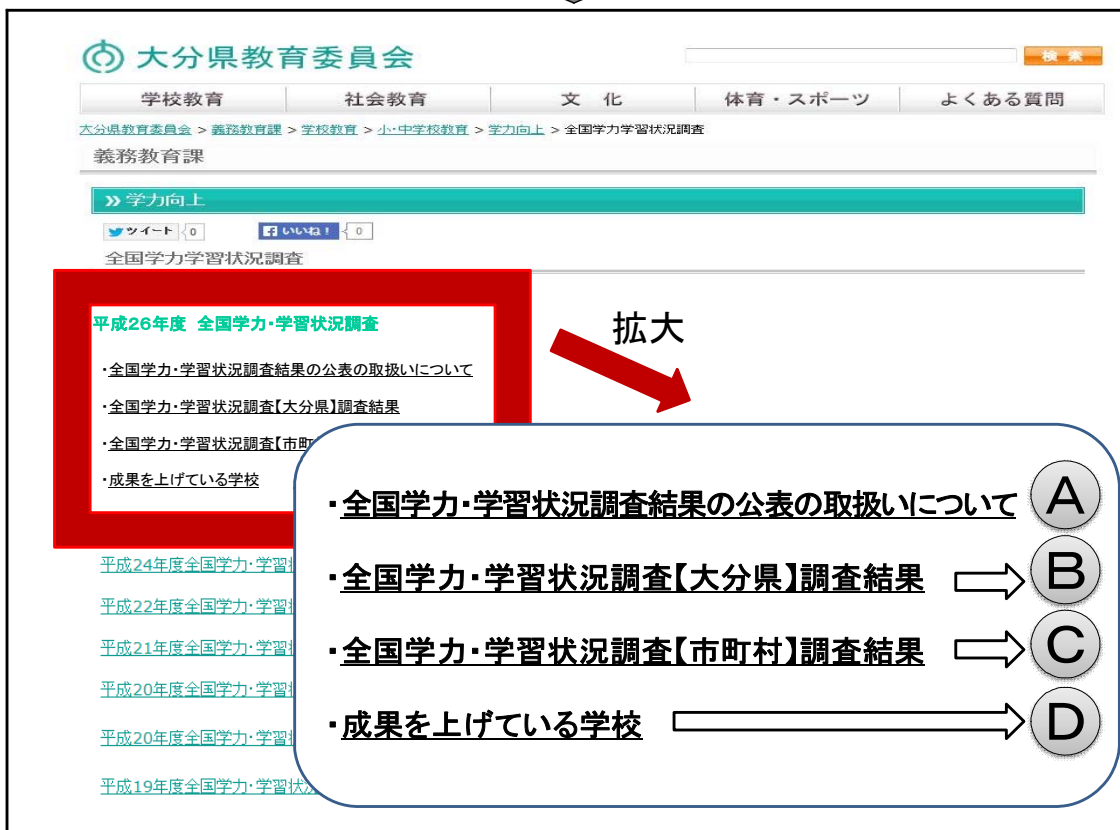
* 平成26年度の極小規模校数は
小学校33校 中学校4校

<資料>

【県教育委員会ホームページのイメージ】



↓ バナーをクリック



↓ (A) をクリック



A 平成26年度 全国学力・学習状況調査結果の公表の取扱いについて

大分県教育委員会の方針

▶公表の方針

- (1)平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表の取扱いについては、市町村教育委員会の同意を得て、市町村ごとの結果や成果を上げている学校の結果・取組を公表する。
- (2)本県調査結果の公表の取扱いと同様に以下の3点について公表する。
 - ① 大分県全体の調査結果とその分析結果及び改善方策
 - ② 市町村ごとの調査結果とその分析結果及び改善方策
 - ③ 成果をあげている学校とその取組

▶公表の意義

- ① 成果を上げている学校の取組を参考に、自校の取組の検証・改善を進めることができる。
- ② 家庭や地域に対する説明責任を果たすことができる。
- ③ 学校と家庭・地域が一体となった学力向上の取組を促進することが期待できる。

【参 考】（平成26年度全国学力・学習状況調査実施要領抜粋）

1. 全国学力・学習状況調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 全国学力・学習状況調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

【調査結果＜大分県の状況＞公表イメージ】

B 平成26年度 全国学力・学習状況調査【大分県】調査結果(平均正答率)

	小学校6年生				中学校3年生			
	国語		算数		国語		数学	
	A	B	A	B	A	B	A	B
全国(公立)								
大分県(公立)								

大分県内の小・中学校(公立)で全国平均正答率をすべて上回った学校数

小学校

〇〇校

276校

中学校

〇〇校

129校

(参考)平成25年度 全国学力・学習状況調査【大分県】調査結果 (平均正答率)

	小学校6年生				中学校3年生			
	国語		算数		国語		数学	
	A	B	A	B	A	B	A	B
全国(公立)	62.7	49.4	77.2	58.4	76.4	67.4	63.7	41.5
大分県(公立)	62.3	48.7	★78.7	57.8	76.0	66.7	62.0	39.2

学力調査結果の分析結果及び改善方策

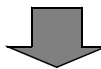


学習状況調査の結果及び分析結果(児童・生徒、学校質問紙)

【調査結果<市町村の状況>公表イメージ】

C 平成26年度 全国学力・学習状況調査【市町村】調査結果								
市町村別平均正答率一覧								
	小学校6年生				中学校3年生			
	国語		算数		国語		数学	
	A	B	A	B	A	B	A	B
全国(公立)								
大分県(公立)								
中津市								
豊後高田市								
宇佐市								
別府市								
杵築市								
姫島村								
国東市								
日出町								
大分市								
臼杵市								
津久見市								
由布市								
佐伯市								
竹田市								
豊後大野市								
日田市								
九重町								
玖珠町								

※ 市町村名をクリックすると市町村のアクションプランの概要等がご覧になれます。



市町村名をクリック
市町村ごとのページへ

C 1. 中津市の学力の状況					(平均正答率)			
	小学校6年生				中学校3年生			
	国語		算数		国語		数学	
	A	B	A	B	A	B	A	B
全国(公立)								
大分県(公立)								
中津市								

各教科の分析結果及び改善方策
質問紙調査結果

市町村教育委員会が作成した資料に移動

2. 中津市の学力向上アクションプランの概要

(1) 目標

- ・

(2) 行動計画

- ・
- ・
- ・

県教育委員会が
市町村アクションプランをもとに作成
* 市町村のHPに移動することも可

【学校公表イメージ】

D 平成26年度 全国学力・学習状況調査結果 成果を上げた学校

公表の基準

平成25年度、26年度の両年において、
調査対象の全ての教科で全国の平均正答率を上回った学校
＜調査教科＞ 国語A・国語B・算数(数学)A・算数(数学)B

学校規模

小学校

大規模校 (小学校第6学年の学級数：3学級以上)

中規模校 (小学校第6学年の学級数：2学級)

小規模校 (小学校第6学年の学級数：2学級未満)

極小規模校 (小学校第6学年の児童数：5人未満)

中学校

大中規模校 (中学校第3学年の学級数：4学級以上)

小規模校 (中学校第3学年の学級数：4学級未満)

極小規模校 (中学校第3学年の生徒数：5人未満)

◆ 極小規模校については、個人情報保護の観点から公表をしていません。
ただし、市町村・学校の希望があった場合は、公表しています。

[公表基準を満たした学校一覧](#)

↓ 「公表基準を満たした学校一覧」をクリック

D 平成26年度 全国学力・学習状況調査結果 公表基準を満たした学校一覧

	大規模校	中規模校	小規模校
小学校	<p>・<u>〇〇市立A小学校</u></p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>	<p>・<u>〇〇市立B小学校</u></p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>	<p>・<u>〇〇市立C小学校</u></p> <p>・</p> <p>・</p> <div style="border: 1px solid #003366; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>極小規模校を 含む</p> </div> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>
	大中規模校		小規模校
中学校	<p>・<u>〇〇市立A中学校</u></p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>		<p>・<u>〇〇市立B中学校</u></p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>

学校名をクリックすると取組を紹介しています。

↓ 学校名をクリック

↓ 各学校のページへ

D (1)〇〇市立A小学校 学力向上プランの概要

- ①
- ②
- ③

各学校が作成
学校のHPに移動することも可

(2)効果のある取組

- ① 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ②



クリックすると
好事例の詳しい資料
様式は定めない
学校のHPに移動することも可

第二号議案

大分県立図書館利用規則の一部改正について

大分県立図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年六月十七日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

大分県立図書館利用規則の一部を改正する規則

大分県立図書館利用規則（平成七年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

2 前条の規定により資料の貸出しを受けた者は、その利用期間内に申出を行うことにより、当該申出のあった日から起算して十五日を限度として、一回に限り、利用期間の延長を受けることができる。ただし、延長を受けようとする資料について他の利用者の予約がある場合は、この限りでない。

第十七条第三項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

提案理由

県立図書館の利用者から寄せられた図書等の貸出しに係る利用期間の延長の要望を踏まえ、利用者の利便性の向上を図るため、利用期間の延長に関する規定を設けたいので提案する。

大分県立図書館利用規則（平成七年大分県教育委員会規則第二号）新旧対照表

	新	旧
<p>第一条　～　第十三条　（略）</p> <p>（資料の貸出し）</p> <p>第十四条　利用者は、資料の貸出しを受けようとするときは、貸出しを受けようとする資料に、前条第三項の規定により交付を受けた資料利用券を添えて職員に提出して、貸出しを受けなければならない。</p> <p>（利用冊数及び期間）</p> <p>第十五条　前条の場合において、利用者が同時に利用することのできる資料は十冊以内とし、利用期間は借り受けた日から起算して十五日以内とする。</p> <p>2 前条の規定により資料の貸出しを受けた者は、その利用期間内に申出を行うことにより、当該申出のあった日から起算して十五日を限度として、一回に限り、利用期間の延長を受けることができる。ただし、延長を受けようとする資料について他の利用者の予約がある場合は、この限りでない。</p> <p>第十五条の二　（略）</p> <p>（貸出しの制限）</p> <p>第十六条　次に掲げる資料は、貸出しをしないものとする。</p> <p>一 貴重資料、郷土資料、参考資料、逐次刊行物及び視聴覚資料</p> <p>二 その他館長が特に指定する資料</p> <p>（特別貸出し）</p> <p>第十七条　前条に掲げる資料のうち、館長が特に貸出しを認められたものは、貸出しをすることができる。</p> <p>2 利用者は、前条に掲げる資料の貸出しを受けようとするときは、資料特別貸出申込書を館長に提出し、その許可を得なければならない。</p> <p>3 第十四条及び第十五条第一項の規定は、特別貸出しについて準用する。</p> <p>第一八条　～　第三十条　（略）</p>	<p>第一条　～　第十三条　（略）</p> <p>（資料の貸出し）</p> <p>第十四条　利用者は、資料の貸出しを受けようとするときは、貸出しを受けようとする資料に、前条第三項の規定により交付を受けた資料利用券を添えて職員に提出して、貸出しを受けなければならない。</p> <p>（利用冊数及び期間）</p> <p>第十五条　前条の場合において、利用者が同時に利用することのできる資料は十冊以内とし、利用期間は借り受けた日から起算して十五日以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第十五条の二　（略）</p> <p>（貸出しの制限）</p> <p>第十六条　次に掲げる資料は、貸出しをしないものとする。</p> <p>一 貴重資料、郷土資料、参考資料、逐次刊行物及び視聴覚資料</p> <p>二 その他館長が特に指定する資料</p> <p>（特別貸出し）</p> <p>第十七条　前条に掲げる資料のうち、館長が特に貸出しを認められたものは、貸出しをすることができる。</p> <p>2 利用者は、前条に掲げる資料の貸出しを受けようとするときは、資料特別貸出申込書を館長に提出し、その許可を得なければならない。</p> <p>3 第十四条及び第十五条　の規定は、特別貸出しについて準用する。</p> <p>第一八条　～　第三十条　（略）</p>	

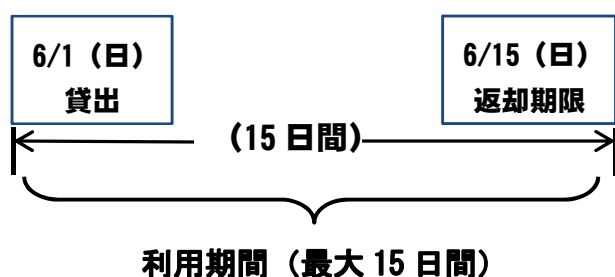
利用期間の延長について

資料の利用期間内に延長を申し出れば、申し出た日から起算して15日を限度として、1回に限り、利用期間の延長を受けることができる。

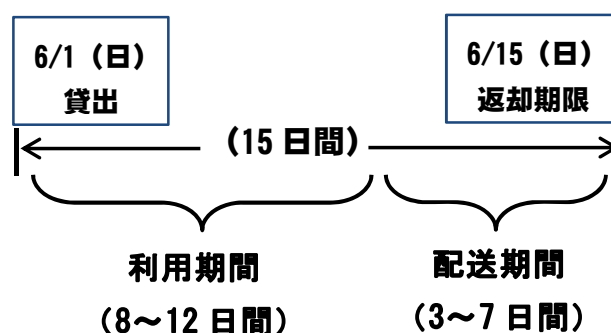
- ・延長手続き：口頭、電話、県立図書館ホームページ、館内利用者用端末
- ・延長の制限：予約のある本及び特別貸出しの本は、延長不可
- ・対 象：個人貸出し利用者

【現状】

① 来館貸出し（来館返却）

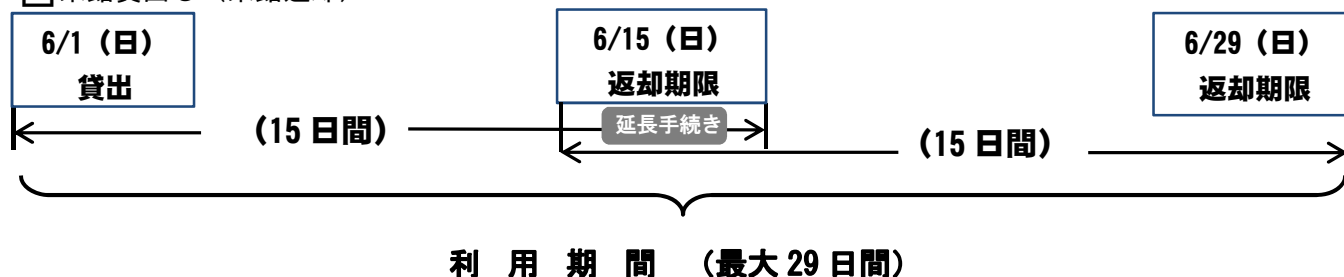


② 来館貸出し（市町村図書館経由返却）



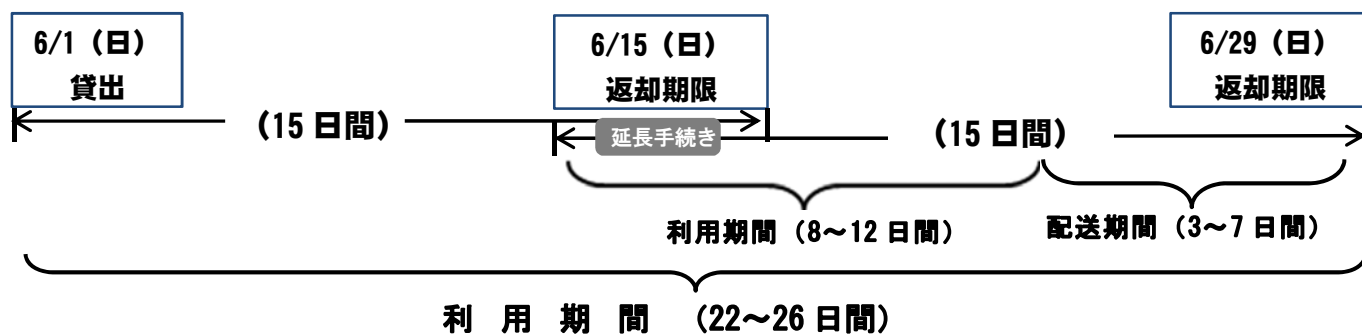
【変更後】

① 来館貸出し（来館返却）



② 来館貸出し（市町村図書館経由返却）

<県立図書館で来館貸出をして市町村立図書館で返却する場合>



報告第一号

平成二十六年第二回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十六年六月十七日提出

大分県教育委員会教育長 野中 信孝

教委教改第691号

平成26年 6月12日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

委員長 松田 順



議案に対する教育委員会の意見について(回答)

平成26年6月10日付け財第272号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに、異議ありません。

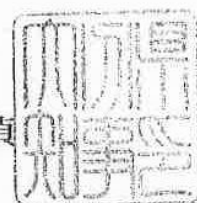
財 第 2 7 2 号

平成26年6月10日

大分県教育委員会

委員長 松 田 順 子 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
- ・平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）関係部分

2 議案提出県議会

平成26年第2回定例県議会

平成26年6月

大分県議会定例会議案

大 分 県

第八十三号議案

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正
について

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成二十六年六月十七日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改
正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県
条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、七二五人」を「三、六五一人」に改め、同項第二号中「七、
四五〇人」を「七、四〇二人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県
費負担教職員定数条例の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

理 由

県立学校及び市町村立学校の生徒数、児童数の変動等により、県立学校職員及び市町村
立学校県費負担教職員の定数を減少する必要があるため提出する。

(20)

第1号報告

平成25年度大分県一般会計補正予算(第6号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成26年6月17日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成25年度 大分県一般会計補正予算（第6号）

平成25年度大分県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ409,596千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ579,244,673千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年3月31日 専決

(22)

歳入歳出予算補正
歳入

款	項	既	定	額	補	正	額	計
				千円			千円	千円
1 県	税		102,500,000			1,250,000		103,750,000
	1 県 民 税		37,168,671			190,878		37,359,549
	2 事 業 税		16,113,411			171,971		16,285,382
	3 地 方 消 費 税		19,384,850			902,071		20,286,921
	4 不 動 産 取 得 税		2,341,171		△	42,054		2,299,117
	5 県 た ば こ 税		1,585,545			5,333		1,590,878
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税		375,155		△	1,732		373,423

	7 自動車取得税	1,366,192		25,196	1,391,388
	8 軽油引取税	9,386,352		2,888	9,389,240
	9 自動車税	14,447,600		3,315	14,450,915
	10 鉱区税	11,776	△	425	11,351
	11 狩猟税	47,700	△	389	47,311
	12 産業廃棄物税	271,577	△	7,052	264,525
3 地方譲与税		20,330,000		168,863	20,498,863
	1 地方法人特別譲与税	17,325,000		163,313	17,488,313
	2 地方揮発油譲与税	2,851,000		11,526	2,862,526
	3 石油ガス譲与税	150,000	△	6,528	143,472
	4 航空機燃料譲与税	4,000		552	4,552
5 地方交付税		173,089,460		466,768	173,556,228

(24)

	1 地 方 交 付 税	173,089,460	466,768	173,556,228
6 交通安全対策特別交付金		448,000	△ 13,456	434,544
	1 交通安全対策特別交付金	448,000	△ 13,456	434,544
9 国庫支出金		100,394,638	△ 504,885	99,889,753
	2 国庫補助金	74,308,573	△ 504,885	73,803,688
12 繰入金		24,061,056	△ 1,600,000	22,461,056
	2 基金繰入金	23,710,920	△ 1,600,000	22,110,920
14 諸収入		44,756,476	153,114	44,909,590
	5 収益事業収入	3,590,791	128,153	3,718,944

	7 雜	入	2,972,699	24,961	2,997,660
15 県	債		76,113,000	△ 330,000	75,783,000
	1 県	債	76,113,000	△ 330,000	75,783,000
歳 入 合 計			579,654,269	△ 409,596	579,244,673

(26)

出		歲		出	
款	項	既 定 額	補 正 額	計	
2 總 務 費		28,674,186	△ 210,899	28,463,287	千円
	1 總 務 管 理 費	10,283,371	△ 210,899	10,072,472	
8 土 木 費		76,648,954	△ 831,334	75,817,620	
	2 道 路 橋 梁 費	45,415,744	△ 831,334	44,584,410	
9 警 察 費		25,522,893	△ 194,250	25,328,643	
	1 警 察 管 理 費	24,492,069	△ 194,250	24,297,819	
10 教 育 費		118,105,565	△ 373,113	117,732,452	

	1 教育総務費	11,334,022	△	77,035	11,256,987
	2 小学校費	41,420,788		20,103	41,440,891
	3 中学校費	24,459,410		6,959	24,466,369
	4 高等学校費	26,703,955	△	248,308	26,455,647
	5 特別支援教育費	9,456,207	△	74,832	9,381,375
13 諸支出金		52,438,615		1,200,000	53,638,615
	1 積立金	20,210,302		1,200,000	21,410,302
歳出合計		579,654,269	△	409,596	579,244,673

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（新旧対照表）

		改 正 後	改 正 前
<p>2 (省略)</p> <p>一 県立学校職員 三、六五一 二 市町村立学校県費負担教職員 七、四〇二</p>	<p>2 (省略)</p> <p>一 県立学校職員 三、六五一 二 市町村立学校県費負担教職員 七、四〇二</p>	<p>2 (省略)</p> <p>一 県立学校職員 三、七一五 二 市町村立学校県費負担教職員 七、四五〇</p>	<p>2 (省略)</p> <p>一 県立学校職員 三、七一五 二 市町村立学校県費負担教職員 七、四五〇</p>
<p>2 (省略)</p> <p>一 県立学校職員 三、六五一 二 市町村立学校県費負担教職員 七、四〇二</p>	<p>2 (省略)</p> <p>一 県立学校職員 三、六五一 二 市町村立学校県費負担教職員 七、四〇二</p>	<p>2 (省略)</p> <p>一 県立学校職員 三、七一五 二 市町村立学校県費負担教職員 七、四五〇</p>	<p>2 (省略)</p> <p>一 県立学校職員 三、七一五 二 市町村立学校県費負担教職員 七、四五〇</p>

○大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例

昭和五十一年三月三十日

大分県条例第二十一号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十一条第三項及び第四十一条第一項の規定に基づき、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員(臨時又は非常勤の職員を除く。第三条において「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で「県立学校職員」とは、県立の高等学校、特別支援学校及び中学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいう。

2 この条例で「市町村立学校県費負担教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に規定する職員をいう。

(平一二条例三七・平一八条例四三・平一九条例二〇・一部改正)

(定数)

第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 県立学校職員 三、七一五人

二 市町村立学校県費負担教職員 七、四五〇人

2 次に掲げる職員は、定数外とする。

一 休職中の職員

二 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定による大学院修学休業中の職員

三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業中の職員

第1号報告 平成25年度大分県一般会計補正予算(第6号)について

平成25年度教育委員会関係退職手当の状況

(単位:人、千円)

費 目	区分	既決予算額(A)		所要額(B)		補正額(B)-(A)	
		人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
事 務 局 費	定年	13	326,691	11	272,209	△ 2	△ 54,482
	勸奨	2	46,234	2	42,402	0	△ 3,832
	自己都合	2	28,744	2	10,023	0	△ 18,721
	計	17	401,669	15	324,634	△ 2	△ 77,035
小 学 校 費	定年	104	2,654,744	89	2,215,433	△ 15	△ 439,311
	勸奨	76	1,863,684	94	2,359,961	18	496,277
	自己都合	11	142,989	9	106,126	△ 2	△ 36,863
	計	191	4,661,417	192	4,681,520	1	20,103
中 学 校 費	定年	48	1,217,102	43	1,075,796	△ 5	△ 141,306
	勸奨	24	632,099	33	807,590	9	175,491
	自己都合	9	82,836	8	55,610	△ 1	△ 27,226
	計	81	1,932,037	84	1,938,996	3	6,959
高等学校総務費	定年	68	1,707,430	64	1,564,595	△ 4	△ 142,835
	勸奨	15	361,539	11	241,382	△ 4	△ 120,157
	自己都合	6	60,966	10	75,650	4	14,684
	計	89	2,129,935	85	1,881,627	△ 4	△ 248,308
盲ろう学校費	定年	2	49,134	2	47,897	0	△ 1,237
	勸奨	4	81,436	2	50,565	△ 2	△ 30,871
	自己都合	0	0	2	29,423	2	29,423
	計	6	130,570	6	127,885	0	△ 2,685
支 援 学 校 費	定年	17	432,480	16	399,993	△ 1	△ 32,487
	勸奨	8	240,476	10	224,966	2	△ 15,510
	自己都合	5	49,600	2	25,450	△ 3	△ 24,150
	計	30	722,556	28	650,409	△ 2	△ 72,147
合 計	定年	252	6,387,581	225	5,575,923	△ 27	△ 811,658
	勸奨	129	3,225,468	152	3,726,866	23	501,398
	自己都合	33	365,135	33	302,282	0	△ 62,853
	計	414	9,978,184	410	9,605,071	△ 4	△ 373,113

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

概 要

1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
 - 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
- ※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

施 行 期 日

平成27年4月1日

平成26年夏の節電対策＜県庁の取組＞

I 県庁舎(本館・新館・別館)の取組

1 取組の概要

- (1) 期間 7月1日(火)～9月30日(火) ※必要に応じて延長
- (2) 取組 総量抑制対策及びピークカット対策(平日平均)両面で節電に取り組んでいく。

2 具体的な取組

(1)空調

- ・運転時間を7時間15分に
ただし、室温の状況を見て適宜対応
(運転時間)9:00～12:00 12:45～17:00 (7時間15分)
- ・冷房運転方法の見直し
- ・扇風機の使用
- ・うちわなどの活用

(2)照明

- ・廊下など共通部分の消灯
- ・執務室内の部分消灯(晴天時の窓際消灯)
- ・昼休みの一斉消灯

(3)エレベータ

- ・停止台数
各館常時1基停止(計3基停止)
- ・職員は階段利用

(4)OA機器

- ・モニターの輝度調整(△20%)とスリープモード(モニター1分 本体5分)の徹底

(5)執務室内電気機器

- ・冷蔵庫の限定使用(各階1～2台)
- ・電気ポット・コーヒーマーカー等の使用休止
- ・待機電力のカット(主電源のオフ)

(6)超勤の縮減

- ・定時退庁の励行
- ・事務事業の見直し

(7)その他

- ・緑のカーテンと打ち水
- ・「めじろんシャツ」「車いすマラソンのロゴ入りシャツ」「おんせん県おおいたポロシャツ」「めじろん&おんせん県おおいたポロシャツ」など、施策に関連した簡易な服装(クールビズ)での勤務

- ※ ①職員の負担軽減のための配慮
・具合が悪くなった職員への応急処置のための休養場所の確保等
- ②取組については発電状況等により見直しがありうる。

II 地方庁舎の取組

- ・県庁舎と同様の取組を実施する。
- ・病院その他の県民の利用に供する分野、工業用水等の事業に関係する分野は、当該業務に支障のない範囲で節電対策を推進する。

教育センター機能強化事業の進捗状況について

教育センター

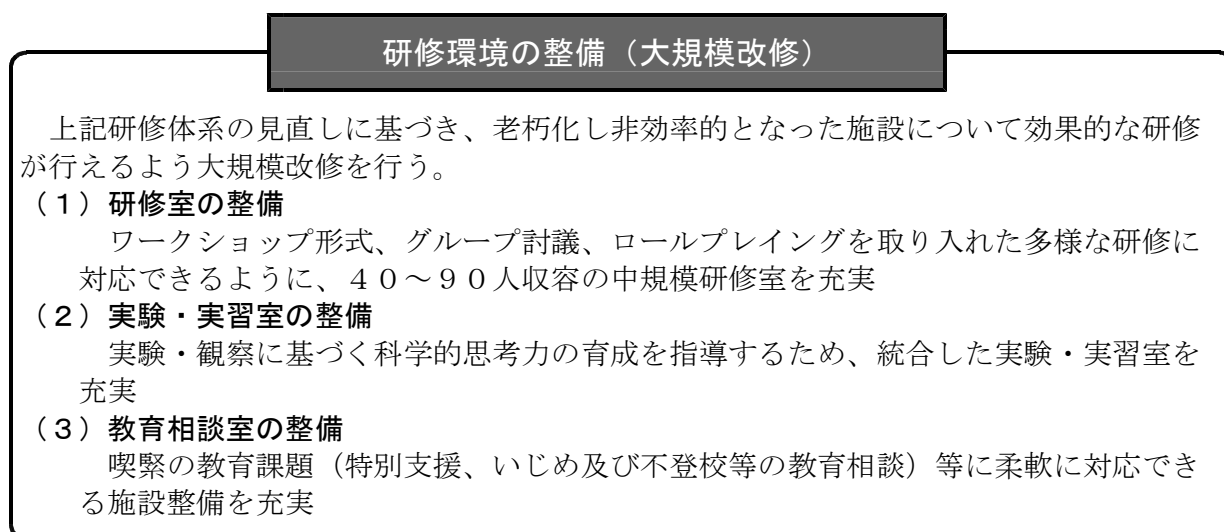
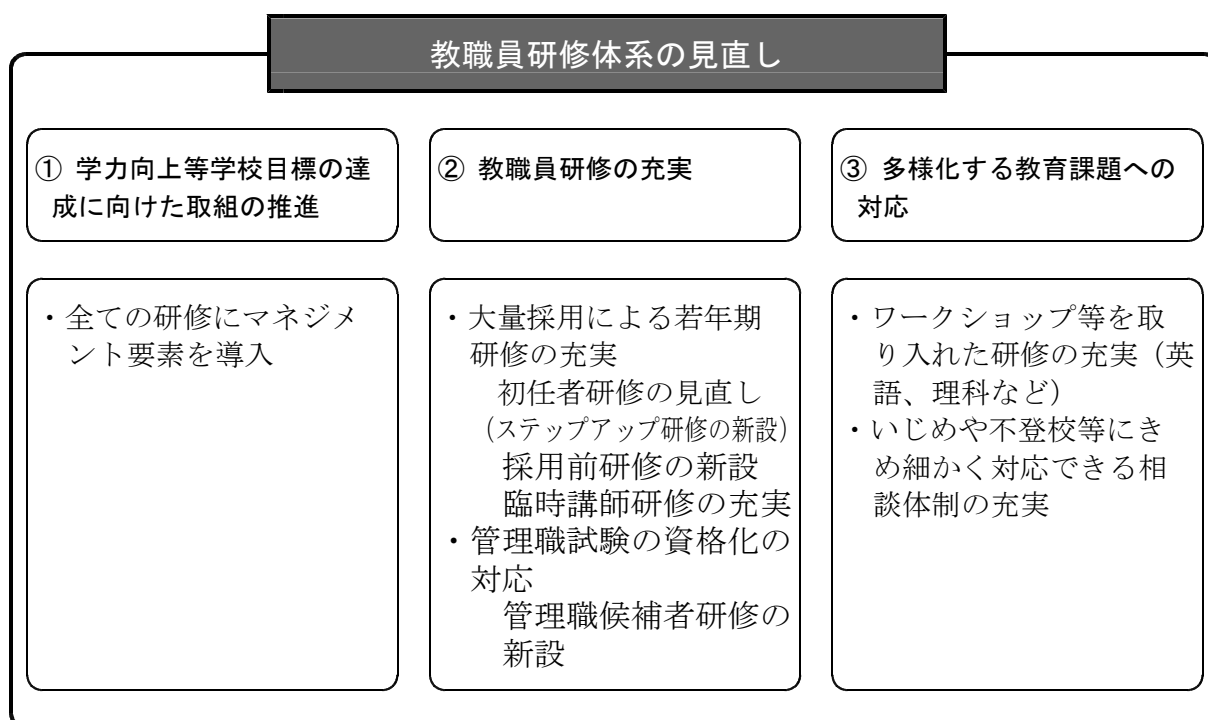
1 施設の状況

- ・開所：昭和45年7月
- ・建物：本館・宿泊棟（昭和45年7月完成）
情報教育棟（昭和47年9月完成）
情報教育棟別館（平成3年3月完成）

2 事業目的

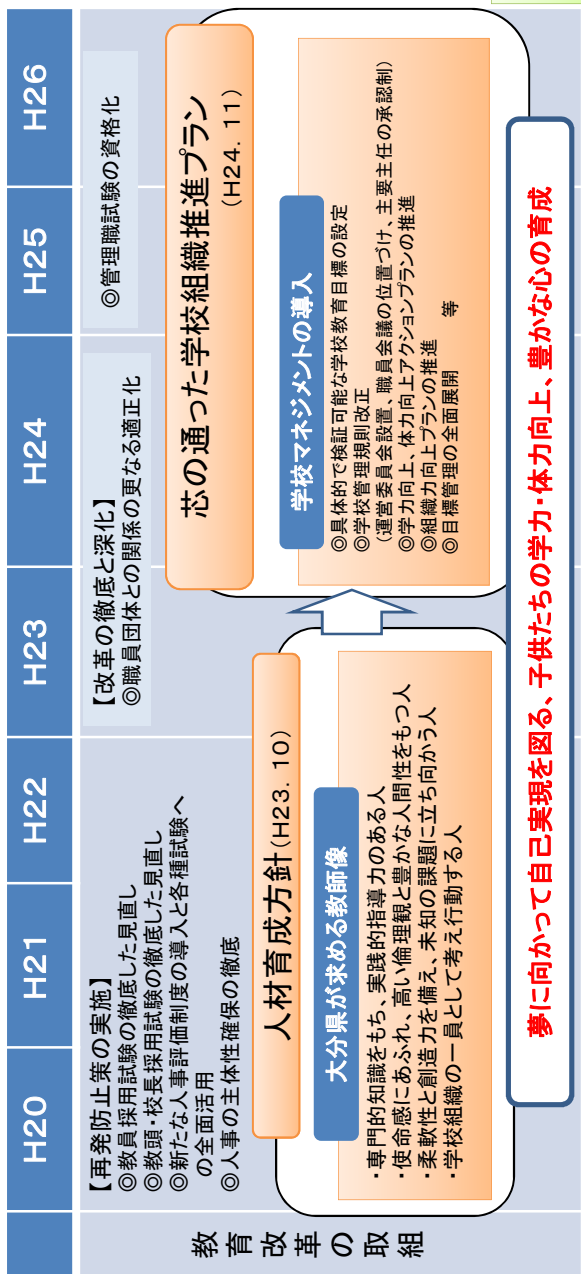
学力向上、いじめ・不登校等多様化・複雑化する教育課題に対応するため、教育センターを、改めて「教育課題解決を担う人材育成の中核施設」として位置づけ、研修体系を見直し、効果的な研修が行えるよう老朽化した施設を改修し、研修室等の整備を行う。

3 研修体系の見直しと環境整備



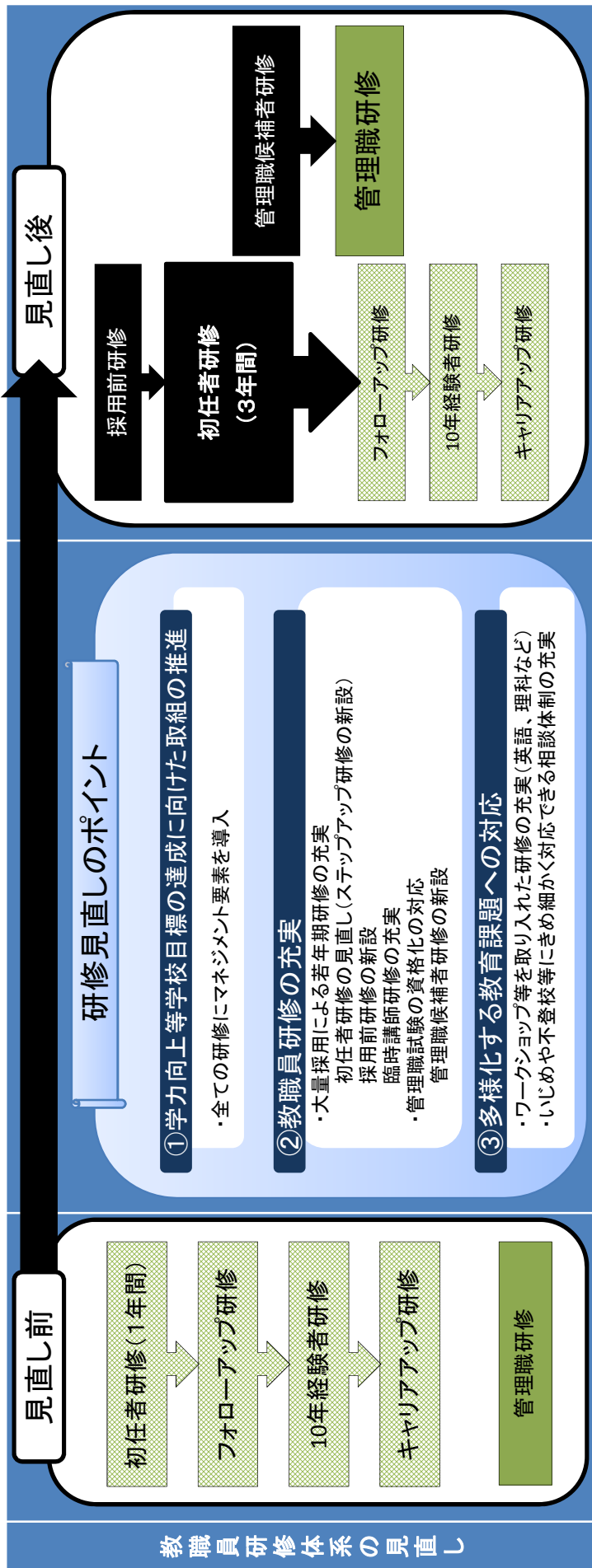
教職員研修体系の見直し

大分県教育センター
H26.6.17



大規模改修工事後の教育センター(H27. 3)

- ・グループ討議等を取り入れた研修が可能な中規模研修室の充実
- ・小学校理科実験研修に対応可能な総合理科実験室の新設
- ・いじめや不登校等にきめ細かく対応できる教育相談室の充実



4 整備内容

(1) 研修室の整備

室名	面積 m ²	収容人数	室数
講堂	245	195	1
研修室	140	90	2
	93	45	1
	60	36	2
	43	30	2
	29	15	1
	14	6	1

全10室 867m² 573人

室名	面積 m ²	収容人数	室数
講堂	385	252	1
研修室	144	99	1
	140	90	3
	96	63	1
	90	60	1
	75	48	1
	80	45	2

全10室 1,370m² 882人

(2) 実験・実習室の整備

室名	面積 m ²	収容人数	室数
物理地学室	93	32	1
化学室	93	32	1
生物室	93	32	1
音楽室	43	30	1
調理研修室	93	16	1
被服研修室	76	16	1

全6室 491m² 158人

室名	面積 m ²	収容人数	室数
総合理科実験室	93	48	2
	93	40	1
音楽室	45	30	1
家庭科室	144	32	1

全5室 468m² 198人

(3) 教育相談室の整備

室名	面積 m ²	室数
適応指導教室	60	1
プレイルーム	30	1
相談室	30	2
	14	4

全8室 206m²

室名	面積 m ²	室数
適応指導教室	93	1
プレイルーム	93	1
相談室	30	5

全7室 336m²

(1) + (2) + (3) 1,564m² → 2,174m²

5 予算概要

(単位：千円)

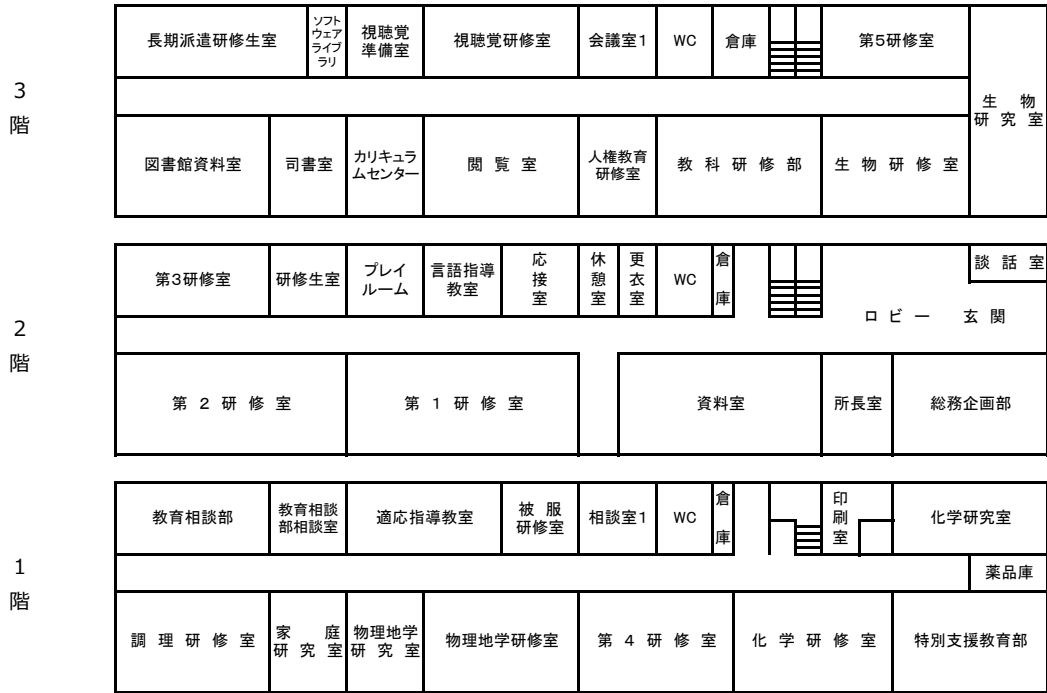
内容	H25実績	H26当初	計	
改修工事費 (本館・情報教育棟)	107,060	861,343	968,403	
宿泊棟及び機械棟解体・外構工事費	0	166,205	166,405	
委託料	地質調査	1,610	0	1,610
	基本設計・実施設計	37,800	2,123	39,923
	その他 (移転費用等)	1,260	11,246	12,506
手数料 (確認・検査申請)	1,191	308	1,499	
事務費	451	938	1,389	
庁舎用備品	0	24,843	24,843	
合計	149,372	1,067,006	1,216,378	

6 工事スケジュール

	H26年1月	4月	7月	10月	1月	4月
本館工事		5/26着工	→			12/2 使用開始
情報教育棟工事			5/27使用開始			
宿泊棟解体				12/2 解体開始	→	

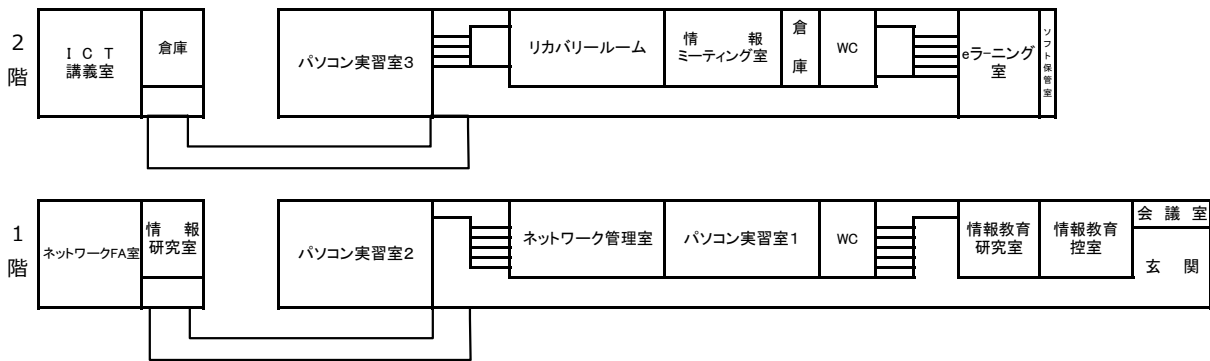
【改修前】各階平面図

本館

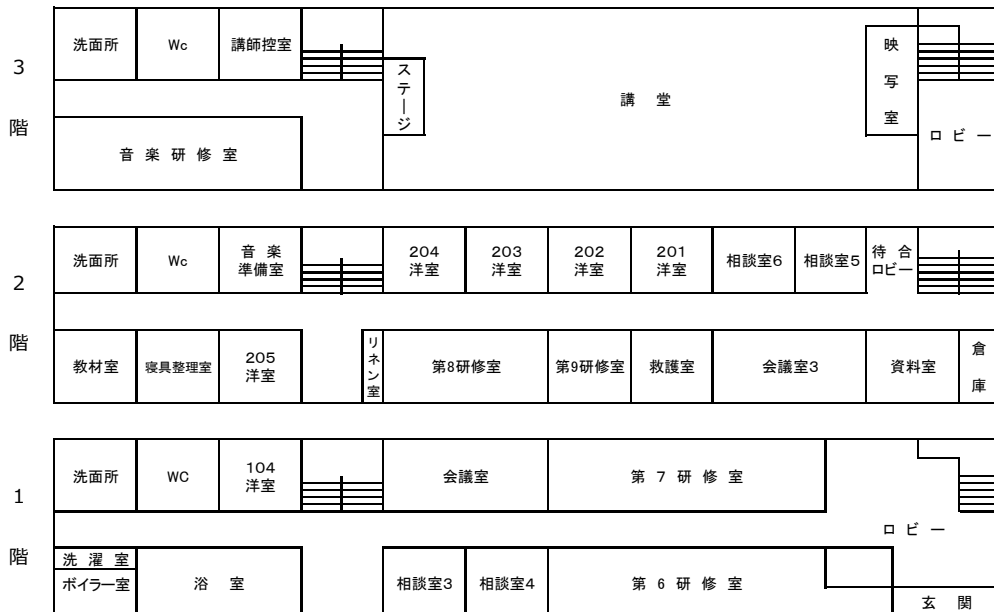


情報教育棟別館

情報教育棟

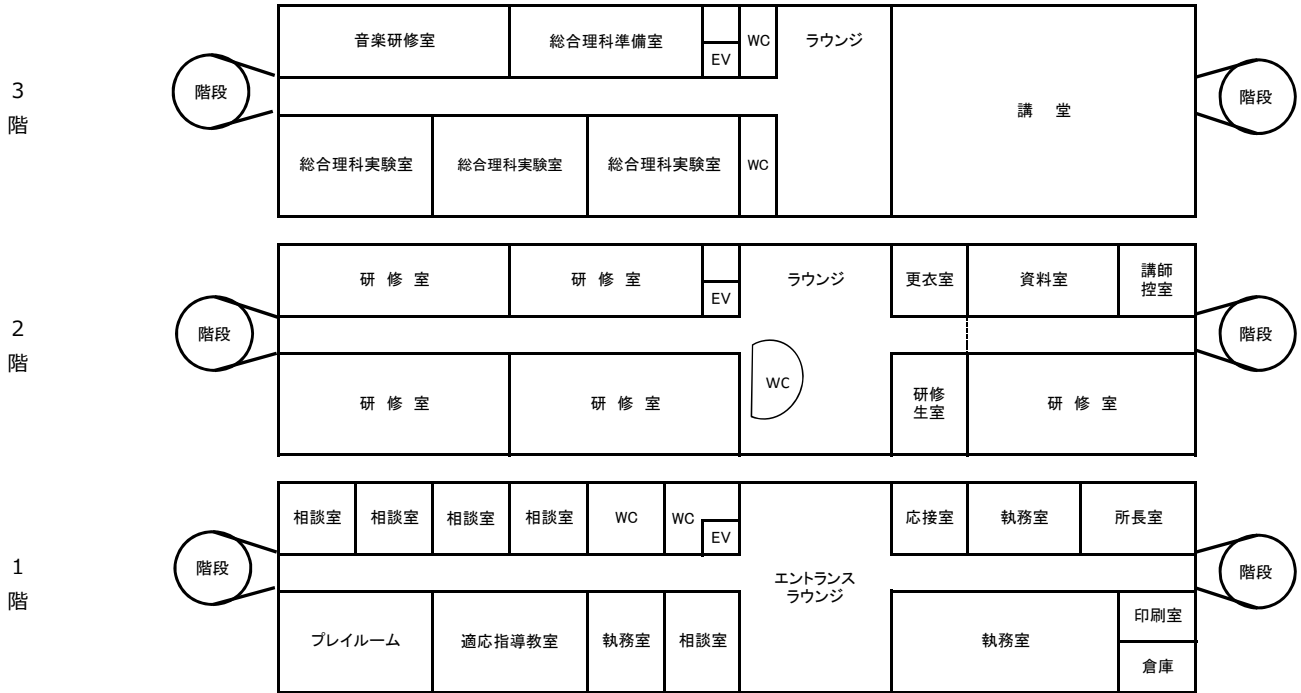


宿泊棟



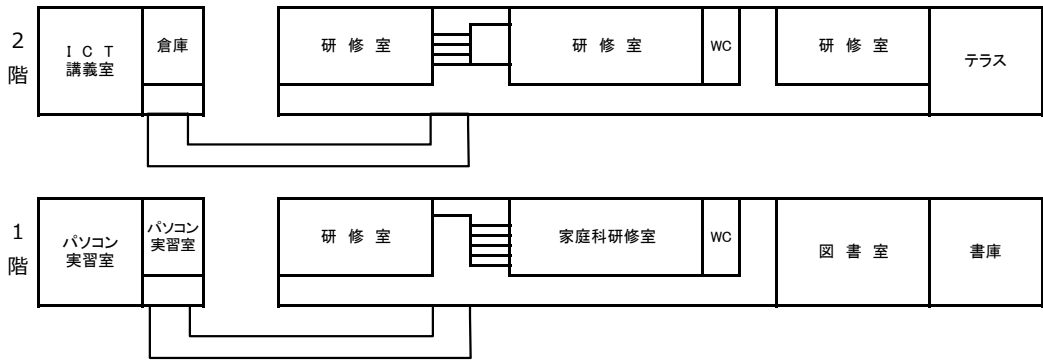
【改修後】各階平面図

本館



情報教育棟別館

情報教育棟



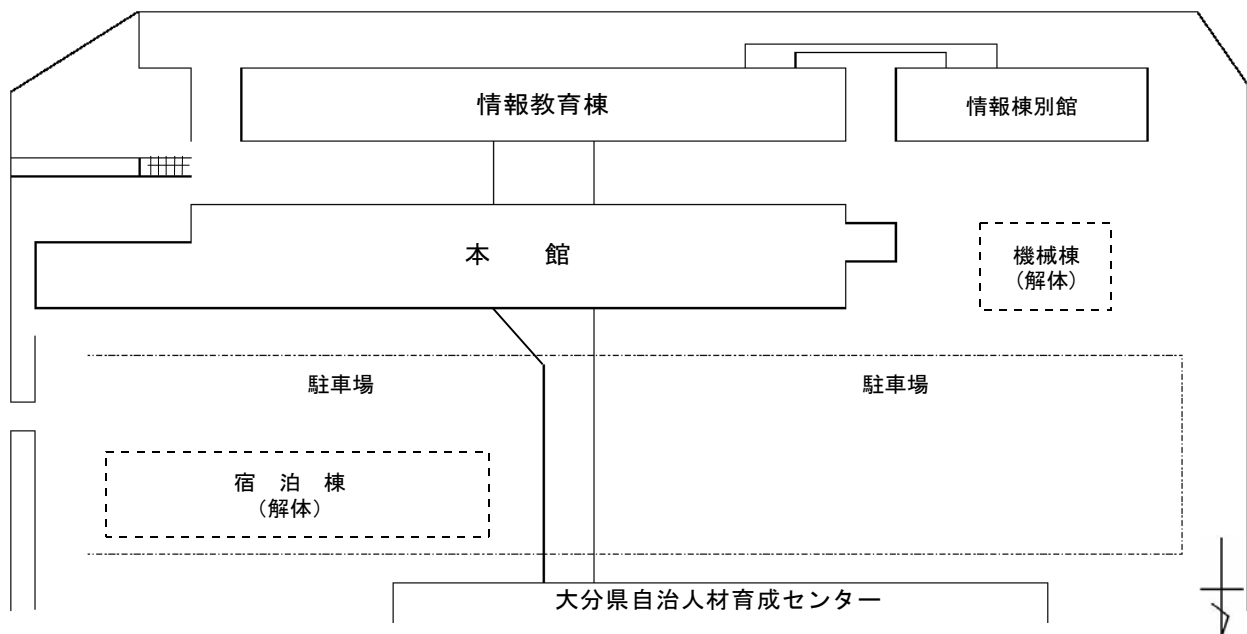
宿泊棟

解体の上、駐車場に整備

完成予想図



建物配置図



大分県人権教育推進計画改訂について

大分県人権教育推進計画改訂の理由

- ①策定から9年の経過に伴う人権教育の現状の変化
- ②人権に関する県民意識調査の実施（H25年度）・「大分県人権尊重施策基本方針」改訂の反映
- ③人権教育の指導方法等の在り方〔第三次とりまとめ〕（文部科学省）の公表
- ④社会状況の変化に伴う個人権課題への新たな対応

大分県人権教育推進計画改訂検討委員会の設置

目的：いじめ・デートDV・インターネットを介しての人権侵害、大分県人権尊重施策基本方針の改訂など人権を取り巻く状況が変化する中で、本県における人権教育の現状と課題を踏まえ、新しい時代に対応した人権教育推進計画の改訂について検討するため、大分県人権教育推進計画改訂検討委員会を設置する。

- 7月上旬に第1回を開催
大分県人権教育の現状と課題 → 推進計画素案作成にむけての意見
↓ 事務局との委員協議を随時実施
- 9月上旬に第2回を開催
「大分県人権教育推進計画」素案を決定
↓ パブリックコメント・事務局との委員協議を随時実施
- 1月中旬に第3回を開催
「大分県人権教育推進計画改訂案」を決定

予想される改訂点（例）

- ① 人権教育の現状について
 - ・「いじめ」「体罰」「デートDV」「インターネットの書き込み」等を追加
 - ・学校教育における「体験的な学習サイクル」を強調
- ② 平成25年度県民意識調査の結果や「大分県人権尊重施策基本方針」の改訂に伴う変更
- ③ 人権教育の指導方法等の在り方〔第三次とりまとめ〕（文部科学省）の内容と活用について
- ④ 個別的課題への新たな対応（デートDV・インターネット等）

平成26年6月17日(火)
6月第2回教育委員会 報告

大分県人権教育推進計画改訂検討委員会の組織

	区 分	所 属	職名・氏名
1	市町村教育長	大分市教育委員会	教育長 足立 一馬
2	学識経験者	稲葉学園竹田南高等学校	校 長 土崎 谷夫
3	小・中学校関係者	臼杵市立野津小学校	校 長 木元 孝功
4	高等学校関係者	大分県立日田三隈高等学校	校 長 山形 正也
5	特別支援学校 関係者	大分県立別府支援学校	校 長 安東 和子
6	教育研究団体 関係者	(公社)大分県人権教育研究協議会	就学前教育担当 橋本 純子
7	社会教育関係者	日出町教育委員会	社会教育指導員 恵美 牧子
8	人権擁護推進 関係者	大分県人権擁護委員連合会	事務委員長 赤川 治之

大分県人権教育推進計画改訂検討委員会 開催要項

1. 目的 いじめ・デートDV・インターネットを介しての人権侵害、大分県人権尊重施策基本方針の改訂など人権を取り巻く状況が変化する中で、本県における人権教育の現状と課題を踏まえ、新しい時代に対応した人権教育推進計画の改訂について検討する。
2. 検討項目 ①人権教育の現状と人権教育の在り方に関する事項
②学校教育・社会教育や個人権課題に対する人権教育推進の方策に関する事項
③人権教育推進体制充実のための方策に関する事項
3. 主催 大分県教育委員会
4. 期 日 第1回検討委員会 平成26年7月上旬
5. 会議開催日程及び内容

日 程	内 容
第1回 平成26年7月上旬	【検討委員会の立ち上げ】 1 会議の趣旨説明 (1) 大分県人権教育推進計画改訂検討委員会の設置目的及び職務等 (2) 大分県人権教育推進計画(平成18年2月策定)の実施状況 (3) 本県の人権教育の現状と課題 (4) 大分県人権教育推進計画改訂の骨子 2 協議 ○ 本県の人権教育の現状分析 ○ 現状の人権教育に対する方向性
第2回 平成26年9月上旬	大分県人権教育推進計画改訂案素案について検討
第3回 平成27年1月中旬	大分県人権教育推進計画改訂(案)検討 ↓ 大分県人権教育推進計画改訂(案)決定